

議案第69号

大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

平成27年9月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項及び第47条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。